

(公印省略)
学字第35-3号
令和3年4月16日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 廣田 暢実

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

年度も替わりましたので、既発出の『保育所における感染防止対策ガイドライン（2018年改訂版）』等を再確認するなど、再度、徹底した新型コロナウイルス感染拡大防止対策をお願いいたします。施設から陽性者の報告があった場合は、遅滞なく、私学・子育て支援課あて報告をお願いいたします。

また、引き続き、貴管内保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に対し、下記に御留意の上、適切な感染拡大防止対策を講じるよう御指導をお願いいたします。

記

○管内保育所等の園児・児童・職員に感染者・濃厚接触者が疑われる場合

地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。

○管内保育所等の園児・児童・職員の感染が判明した場合

地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）が行う感染症法に基づく、積極的疫学調査等に協力するよう管内保育所等に周知をお願いします。

○管内保育所等に臨時休園等を要請した場合

臨時休園とした場合でも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行うなど、必要に応じた対応の検討をお願いします。

○管内保育所等に従事する職員の方へのお願い

これまでも十分に感染防止に取り組んでおられるところですが、改めて別紙の点に留意していただくように周知をお願いします。

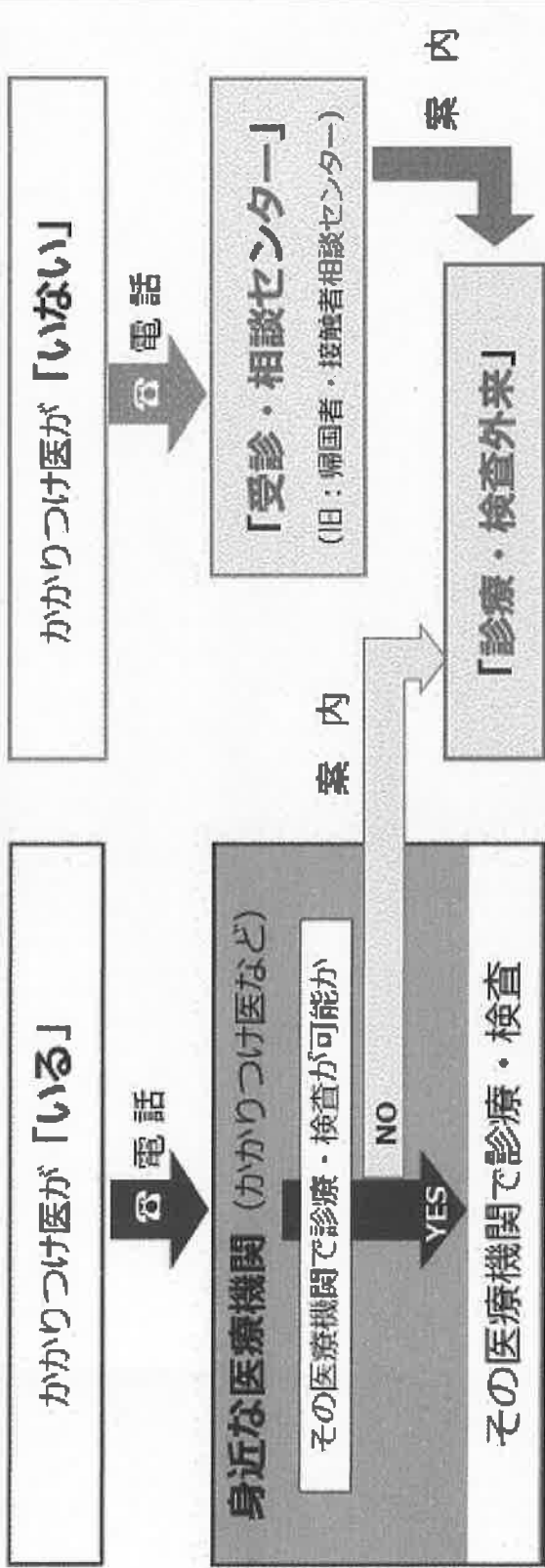
※参考資料として、県で作成したフローチャートと全国保育園保健師看護師連絡会学術委員会が発行した『保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第2版（2020.10）』を添付いたします。

事務担当：子育て支援係・保育係
TEL：027-226-2622（子育て支援係）
027-897-2689（保育係）

保育所等に従事する職員の方へのお願い

1. 一般的な感染症対策（手洗い等により手指を清潔に保つ、手で目・鼻・口を触らない、室内の定期的な換気など）を行ってください。
2. 健康管理（十分な睡眠・休養、栄養バランスのよい食事、適度な運動など）を心がけてください。
3. 出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤をしないことを徹底してください。
4. 感染経路を明らかにするとともに、濃厚接触者の把握及び健康観察を行うため、行動記録の作成をお願いします。
5. 感染を疑うようなことがあれば、ためらわずに、かかりつけ医や群馬県受診・相談コールセンターに相談してください。
6. 生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛してください。
7. 県内における市中感染が広がりつつありますので、外出の際には、外出先の感染防止対策の実施状況を確認いただく等の対応をしてください。
8. 国のまん延防止等重点措置の対象となっている宮城、東京、京都、大阪、兵庫、沖縄の6都府県（令和3年4月15日現在）への不要不急の往来は極力控えてください。
（対象地域については、内閣府のHP <https://corona.go.jp/emergency/> 等で直近の情報を御確認ください。）

受診方法【受診の前に必ず電話を】



相談窓口

県受診・相談センター ☎ 0570 - 082 - 820
前橋市にお住まいの方は ☎ 027 - 220 - 1151
高崎市にお住まいの方は ☎ 027 - 381 - 6112